

◎生物多様性基本法

(平成二〇年六月六日法律第五八号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年五月二二日・衆議院本会議)

○小島敏男君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに、この基本原則に沿って、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体について、おのおのの責務を明らかにすること。

第二に、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法政上、財政上または税制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。また、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策等に関する

生物多様性基本法

報告を提出しなければならないものとする。

第三に、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物多様性国家戦略を環境基本計画を基本として定めなければならないものとする。また、都道府県及び市町村は、この生物多様性国家戦略を基本として、単独もしくは共同して、生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないものとする。

第四に、国は、地域の生物の多様性の保全、国土及び自然資源の適切な利用等の推進、地球温暖化の防止等に資する施策の推進、事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進等に必要な措置を講ずるものとする。

第五に、この法律は、公布の日から施行すること。

第六に、政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、去る二十日環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い

い申し上げます。

以上、御報告を申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成二〇年五月二八日)

○松山政司君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものでありまして、その内容は、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定、その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、事業計画の立案の段階等での環境影響評価と戦略的アセスメントの関係、沖繩本島周辺海域のジュゴンの保護等について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。